事 務 連 絡 令和6年4年9日

各障害福祉サービス等事業所・施設 代表者 様 (松江市所管分を除く)

島根県健康福祉部障がい福祉課

令和6年度報酬改定に伴う届出に係る留意事項について

平素より、障害福祉行政について、ご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和6年度報酬改定に伴う報酬の加算の届出については、令和6年3月1日付け事務連絡において、提出の〆切を4月19日(金)とお知らせしたところですが、具体的には下記のとおりの扱いとします。

本事務連絡は、法人本部に送付しておりますので、必ず各事業所等にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出が必要となる事業所等

全事業所

→ 今回の報酬改定では、全サービスにおいて虐待防止措置未実施減算等の 新たな減算項目が設けられたことから、届出の対象は全サービス・全事業 所等となります。

2. 提出書類

- ① 加算の届出が「虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算」のみの場合
 - ア 介護給付等算定に係る体制等に関する届出書(別添1)
 - イ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別添2)
 - → 最初からすべての減算項目について、「なし」に○をつけてあります。減 算に該当する場合は、「あり」に○をつけてご提出ください。修正がなけれ ば、このままご提出ください。

- ② ①のほか、定員規模や人員配置区分の変更、令和6年4月から適用される加 算の新規取得、加算の内容に変更がある場合(加算の取得要件が変わり、新た に届出する場合を含む)
 - 例) 就労継続支援B型の目標工賃達成加算を新たに取得、食事提供体制加算 の取得要件の変更を受けて、新たに届け出る場合
 - ア 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(別添1)
 - イ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (別添2)
 - → 今回変更のある項目のみ〇をつけてください。また、適用開始日も忘れずに記入してください。
 - ウ 各加算に関する届出書(県HP参照) https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/ syougai_service/R6_jimurenraku.html
 - エ 各加算に求められる添付書類
- ③ 令和6年6月から新たな福祉・介護職員処遇改善加算を取得する場合

令和6年6月から新たな福祉・介護職員処遇改善加算を取得する事業所については、4月15日を提出が切としている福祉・介護職員処遇改善計画書をもって、加算の届出とみなしますので、改めての加算の届出は不要です。

3. 留意事項

- (1) 食事提供加算など、取得要件等が変更になっている加算については、継続して取得する場合も、今回改めて加算の届出が必要です。
 - 例) 食事提供加算、看護職員配置加算、人員配置体制加算、延長支援加算、 視覚・聴覚等支援体制加算、夜間看護体制加算、重度障害者支援体制加 算
- (2) 就労系事業所については、区分の変更がない場合でも、必ず基本報酬の届出書をご提出ください。
- (3) 生活介護事業所において、延長支援加算を取得する場合は「延長支援加算体制届出書」の提出が必要ですが、今回に限り個別支援計画の添付は不要とします。
- (4) 生活介護事業所、障害者支援施設において、「重度障害者支援加算」を取得する場合は、国が定める様式に加え、県が定める様式も合わせてご提出ください(詳細は県HP参照)。

- (5) 令和6年4月1日付けで新規指定を受けた事業所についても、改めて加算の 届出が必要になります。
- (6)「介護給付等算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」は必ず最新の様式をご使用ください(2②ウのHP参照)。
- (7) 前年度実績が必要な報酬、加算については、従前どおりの取扱いとします。
- (8) 今回の報酬改定に伴う加算届の審査は短期間となるため、書類の未記載や 添付書類に漏れがないよう、円滑な事務処理にご協力いただきますようお願い たします。なお、後日、各加算の要件を満たさないことが判明した場合、過誤 調整での対応を求めることもありますので、ご留意ください。

4. 提出〆切及び方法

提出〆切:4月19日(金)

提出方法:郵送のみ(当日消印有効)

※ 可能な限り法人本部で集約し、ご提出ください。

※ 上記 が切を過ぎて4月1日適用の加算を提出された場合、5月1日適用となりますのでご留意ください。

問い合わせ先及び提出先

■県東部及び隠岐郡に所在する事業所

島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係

〒690-8501 松江市殿町1番地 障がい者:0852-22-5239、6898

障がい児:0852-22-5723

■県西部に所在する事業所

島根県健康福祉部地域福祉課 石見指導監査室

〒697-0041 浜田市片庭町 254 番地

TEL: 0855-29-5645